

小美玉市立地適正化計画に係る届出制度について

【届出の手引き】

目 次

- | | |
|--|------|
| 1. 立地適正化計画に係る届出制度について | P.1 |
| 2. 居住誘導区域外における事前届出について | P.3 |
| 3. 都市機能誘導区域外における事前届出について | P.8 |
| 4. 都市機能誘導区域内における誘導施設の休廃止届出について | P.13 |
| 5. 届出書様式・記入例 | P.14 |

届出書の様式は、小美玉市ホームページからダウンロードできます。

1. 立地適正化計画に係る届出制度について

(1) 届出制度の目的

本市では、社会経済状況の変化に伴う人口動態の変化や少子高齢化により人口減少へと転じる中、安全・安心で快適な生活環境の確保と持続可能な都市運営が課題となっています。

こうした中、安定的な財政基盤の維持と効率的な都市運営を図るため、医療・福祉施設や住居等がまとまって立地し、住民が公共交通等により、これらの生活サービス施設にアクセスできる「コンパクト・プラス・ネットワーク」の考え方で進めていくことが重要とされています。

立地適正化計画は、こうした背景を踏まえ、行政と住民や民間事業者が一体となって、コンパクトなまちづくりに取り組むため、平成26年に都市再生特別措置法が改正され、市町村が策定できることとなった計画で、居住や都市機能の誘導を図る区域を設定するとともに、その実現を図るための施策等を定めることにより、人口減少・少子高齢化に対応した持続可能な都市構造へと緩やかに誘導していく制度となっています。

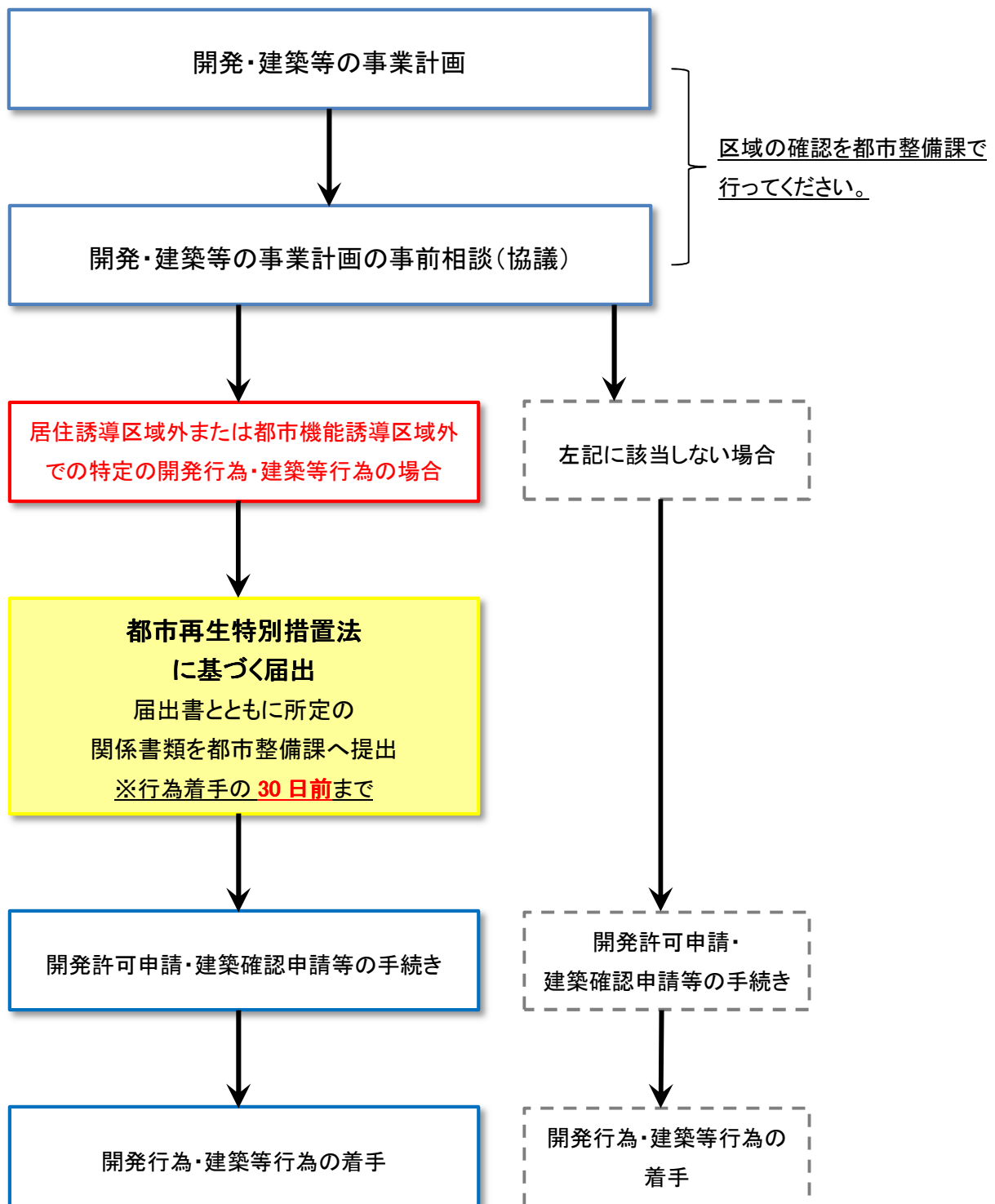
居住や都市機能の立地を制限するものではありませんが、都市再生特別措置法の規定により、「居住誘導区域」外で行われる一定規模以上の住宅の開発行為・建築等の行為や、「都市機能誘導区域」外で誘導施設を有する建築物の開発行為・建築等の行為を行おうとする場合には、着手する30日前までに市長への届出が必要となります。

居住誘導区域外における住宅開発等の動きや、都市機能誘導区域外における誘導施設整備の動きを把握するとともに、各種支援措置等の情報提供などを通じて誘導区域内への立地促進を図ることを目的として届出制度を運用いたします。

(2) 届出の流れ

開発・建築等の事業計画の協議等にあたり、あわせて立地適正化計画に基づく区域の確認を行い、都市再生特別措置法の規定に基づく届出の必要性と必要書類の確認を行ってください。

届出が必要な場合は、以下のフローに従い、都市整備課へ届出書とともに所定の関係書類を提出してください。



※ 都市機能誘導区域内の誘導施設を休廃止する場合も届出が必要となります。

2. 居住誘導区域外における事前届出について

(都市再生特別措置法第 88 条第 1 項)

届出が必要な開発行為、建築等行為

居住誘導区域外の区域で、以下の行為を行おうとする場合には、市長への届出が義務付けられています。

1. 開発行為

A. 3 戸以上の住宅の建築目的の開発行為

〈例〉3 戸以上の開発行為



届出必要

B. 1 戸または 2 戸の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が 1,000 ㎡以上のもの

〈例〉1,300 ㎡に 1 戸の開発行為



届出必要

〈例〉800 ㎡に 2 戸の開発行為



届出不要

2. 建築等行為

C. 3 戸以上の住宅を新築しようとする場合

D. 建築物を改築し、または建築物の用途を変更して 3 戸以上の住宅とする場合

〈例〉3 戸以上の建築行為



届出必要

〈例〉1 戸の建築行為



届出不要

対象となる区域

居住誘導区域外の区域 (P.5~P.7 区域図参照)

事前届出の時期

開発・建築等行為に着手する **30 日前**までに、市長への届出が必要となります。

【届出窓口】小美玉市 都市建設部 都市整備課
(電話) 0299-48-1111

届出に必要な書類

届出に際しては、以下の書類，図面を1部提出する必要があります。

「開発行為」の場合（法施行規則第35条）

■届出書・・・様式1

■添付書類

①位置図（白図等 縮尺 1/2,500 程度）

当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺を表示

②設計図（土地利用計画図（※）またはそれに類するもの 縮尺 1/100 以上）

※ 共同住宅，長屋等にあつては予定戸数を表示

③その他参考となる事項を記載した図面等

「建築等行為」の場合（法施行規則第35条）

■届出書・・・様式2

■添付書類

①位置図（白図等 縮尺 1/2,500 程度）

②配置図（縮尺 1/100 以上）

敷地内における住宅等の位置を表示する図面

③各階平面図（縮尺 1/50 以上）

④2面以上の立面図（縮尺 1/50 以上）

⑤その他参考となる事項を記載した図面等

上記の届出内容を変更する場合（法施行規則第38条）

■届出書・・・様式3

■添付書類

変更する部分で当初届出と同様

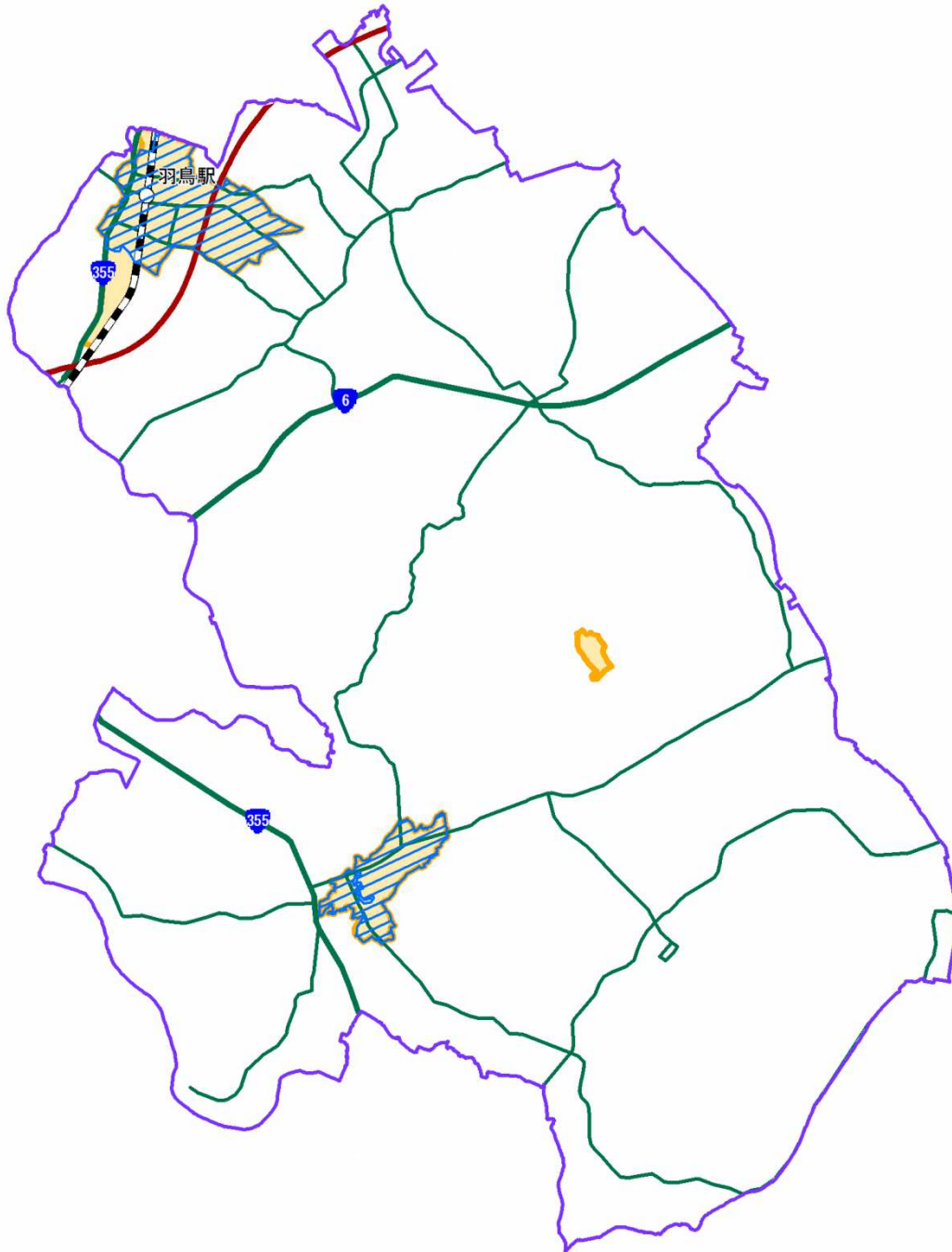
届出を要しない行為

都市再生特別措置法の規定により、以下の行為については届出の必要はありません。

- A. 住宅等で仮設のもの、又は農林漁業を営む者の居住の用に供するものの建築の用に供する目的で行う開発行為
- B. 「A」の住宅等の建築
- C. 建築物を改築し、又はその用途を変更して「A」の住宅等とする行為
- D. 非常災害のため応急措置として行う行為
- E. 都市計画事業の施行として行う行為、又はこれに準ずる行為として政令で定める行為

【居住誘導区域図】 ※羽鳥市街地，小川市街地の2区域を設定しています。

市全体

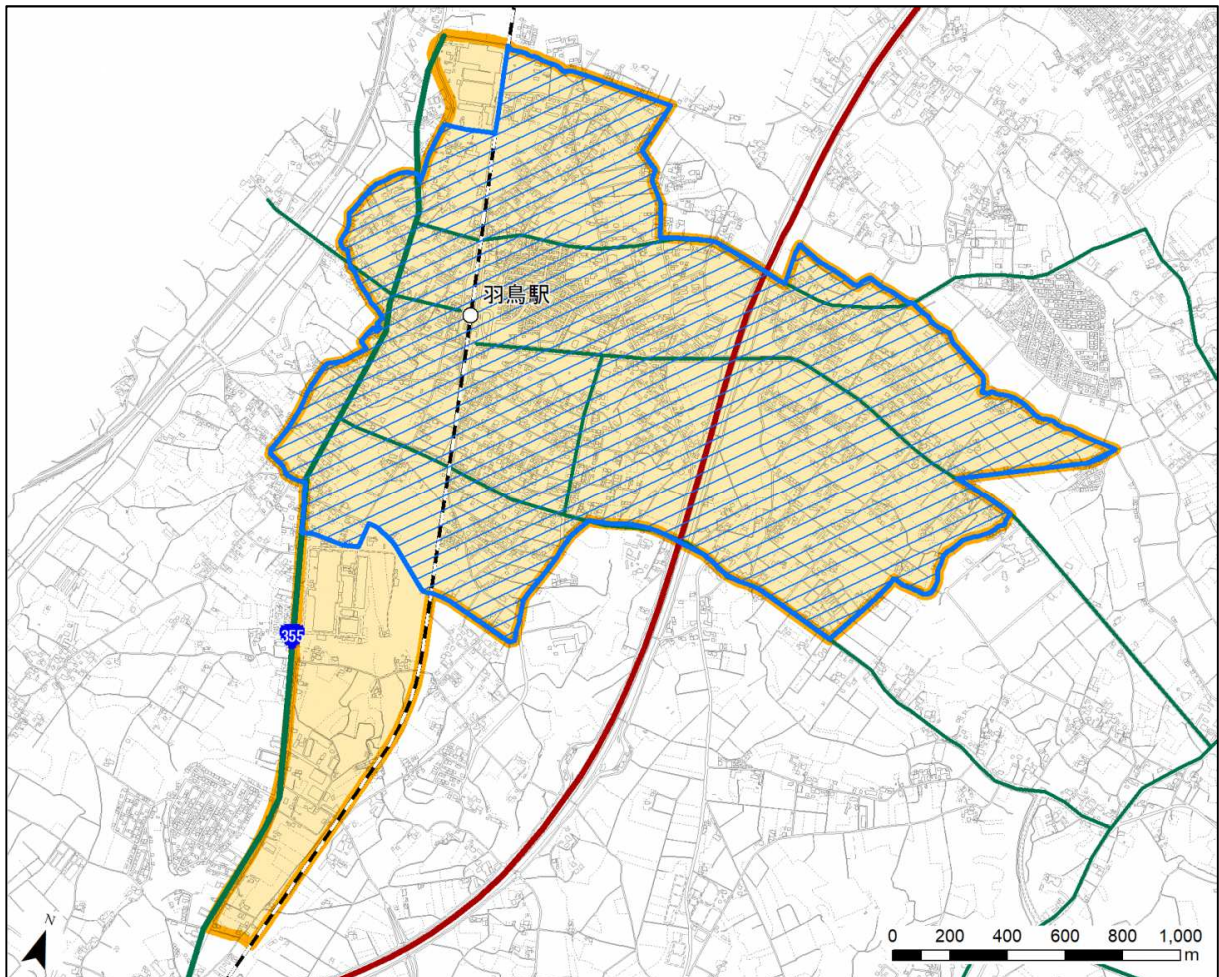


凡例

- | | | |
|-------------------|-----------|-----------|
| 都市計画区域及び立地適正化計画区域 | 道路 | 鉄道 |
| 用途地域界 | 国道 | JR常磐線 |
| 居住誘導区域 | 県道・主要地方道等 | 駅 |
| | 常磐自動車道 | |

※ 「開発行為」または、「建築等行為」の対象地が上記区域に含まれるかについては、都市整備課までお問い合わせください。

羽鳥市街地

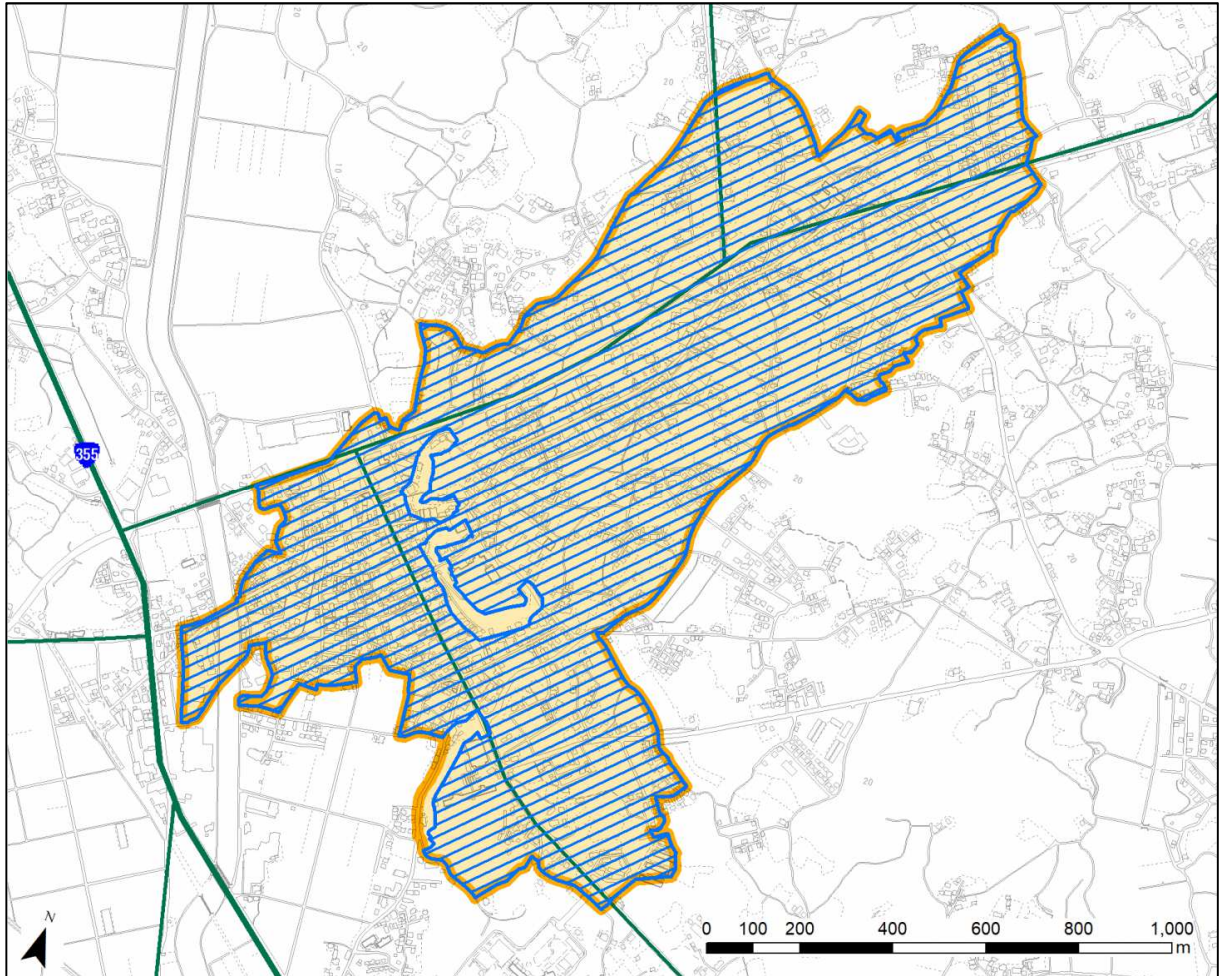


凡例

用途地域界	道路	鉄道
居住誘導区域	国道	JR常磐線
	県道・主要地方道等	駅
	常磐自動車道	

※ 「開発行為」または、「建築等行為」の対象地が上記区域に含まれるかについては、都市整備課までお問い合わせください。

小川市街地



凡例

- | | |
|--|---|
|  用途地域界 | 道路 |
|  居住誘導区域 |  国道 |
| |  県道・主要地方道等 |

※ 「開発行為」または、「建築等行為」の対象地が上記区域に含まれるかについては、都市整備課までお問い合わせください。

3. 都市機能誘導区域外における事前届出について

(都市再生特別措置法第 108 条の 1 第 1 項)

届出が必要な開発行為、建築等行為

以下の「対象となる区域」内において、以下の行為を行おうとする場合には、原則として市長への届出が義務付けられています。

1. 開発行為

- ・ 誘導施設を有する建築物の開発行為を行おうとする場合

2. 建築等行為

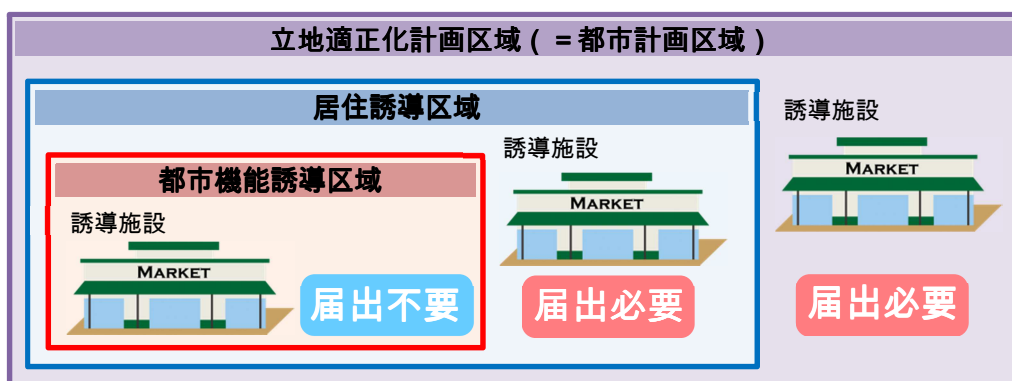
- ・ 誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合
- ・ 建築物を改築し誘導施設を有する建築物とする場合
- ・ 建築物の用途を変更して誘導施設を有する建築物とする場合

対象となる区域

都市機能誘導区域外の区域 (P.11~P.12 区域図参照)

※各都市機能誘導区域で対象となる「誘導施設」は、9 ページをご確認ください。

◆図 - 届出が必要な開発行為、建築等行為 例) 店舗面積が 1,000 m²を超える店舗の場合



届出の対象施設（誘導施設）

都市機能誘導区域は、**羽鳥中心拠点地区**、**小川中心拠点地区**の2区域を設定しています。

種類	誘導施設 (羽鳥, 小川中心拠点地区)	定義・根拠法等
医療	病院 診療所	病院： ・医療法第1条の5第1項に規定する医療施設（20人以上の患者を入院させるための施設を有するもの） 診療所： ・医療法第1条の5第2項に規定する医療施設（19人以下の患者を入院させるための施設を有するもの）
介護福祉	地域包括支援センター 高齢者通所系福祉施設	地域包括支援センター： ・介護保険法第115条の46第1項に定める保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設 高齢者通所系福祉施設： ・老人福祉法第20条2の2に規定する老人デイサービスセンター ・同法第20条の7に規定する老人福祉センター ・介護保険法第8条第7項に定める通所介護を提供する施設 ・同法第8条第8項に定める通所リハビリテーションを提供する施設 ・同法第8条第17項に定める通所介護を提供する施設 ・同法第8条第18項に定める認知症対応型通所介護を提供する施設 ・同法第8条第19項に定める小規模多機能型居宅介護を提供する施設
商業	スーパーマーケット 大規模小売店舗	スーパーマーケット, 大規模小売店舗： ・店舗面積が1,000㎡を超える店舗
金融	銀行 信用金庫・信用組合 郵便局	銀行： ・銀行法第2条第1項に定める銀行 信用金庫： ・信用金庫法第4条に基づく免許を受けて金庫事業を行う信用金庫及び信用金庫連合会 信用組合： ・中小企業等協同組合法第3条及び、協同組合による金融事業に関する法律第3条に規定する信用組合 郵便局： ・日本郵便株式会社法第2条第4項に定める郵便局
行政	市役所支所・出張所 保健センター	市役所支所・出張所： ・地方自治法第155条に規定する支所又は出張所 保健センター ・地域保健法第18条に規定する、住民に対し、健康相談、保健指導及び健康検査その他地域保健に関し必要な事業を行うことを目的とした施設
交流	図書館	図書館： ・図書館法第2条に規定する、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設

事前届出の時期

開発・建築等行為に着手する **30 日前**までに、市長への届出が必要となります。

【届出窓口】小美玉市 都市建設部 都市整備課
(電話) 0299-48-1111

届出に必要な書類

届出に際しては、以下の書類，図面を1部提出する必要があります。

「開発行為」の場合（法施行規則第52条）

■届出書・・・様式4

■添付書類

①位置図（白図等 縮尺 1/2,500 程度）

当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺を表示

②設計図（土地利用計画図（※）またはそれに類するもの 縮尺 1/100 以上）

※ 予定建築物の建物用途，規模等を表示

③その他参考となる事項を記載した図面等

「建築等行為」の場合（法施行規則第52条）

■届出書・・・様式5

■添付書類

①位置図（白図等 縮尺 1/2,500 程度）

②配置図（縮尺 1/100 以上）

敷地内における建築物の位置を表示する図面

③各階平面図（縮尺 1/50 以上）

④2面以上の立面図（縮尺 1/50 以上）

⑤その他参考となる事項を記載した図面等（誘導施設の床面積が確認できるもの）

上記の届出内容を変更する場合（法施行規則第55条）

■届出書・・・様式6

■添付書類

変更する部分で当初届出と同様

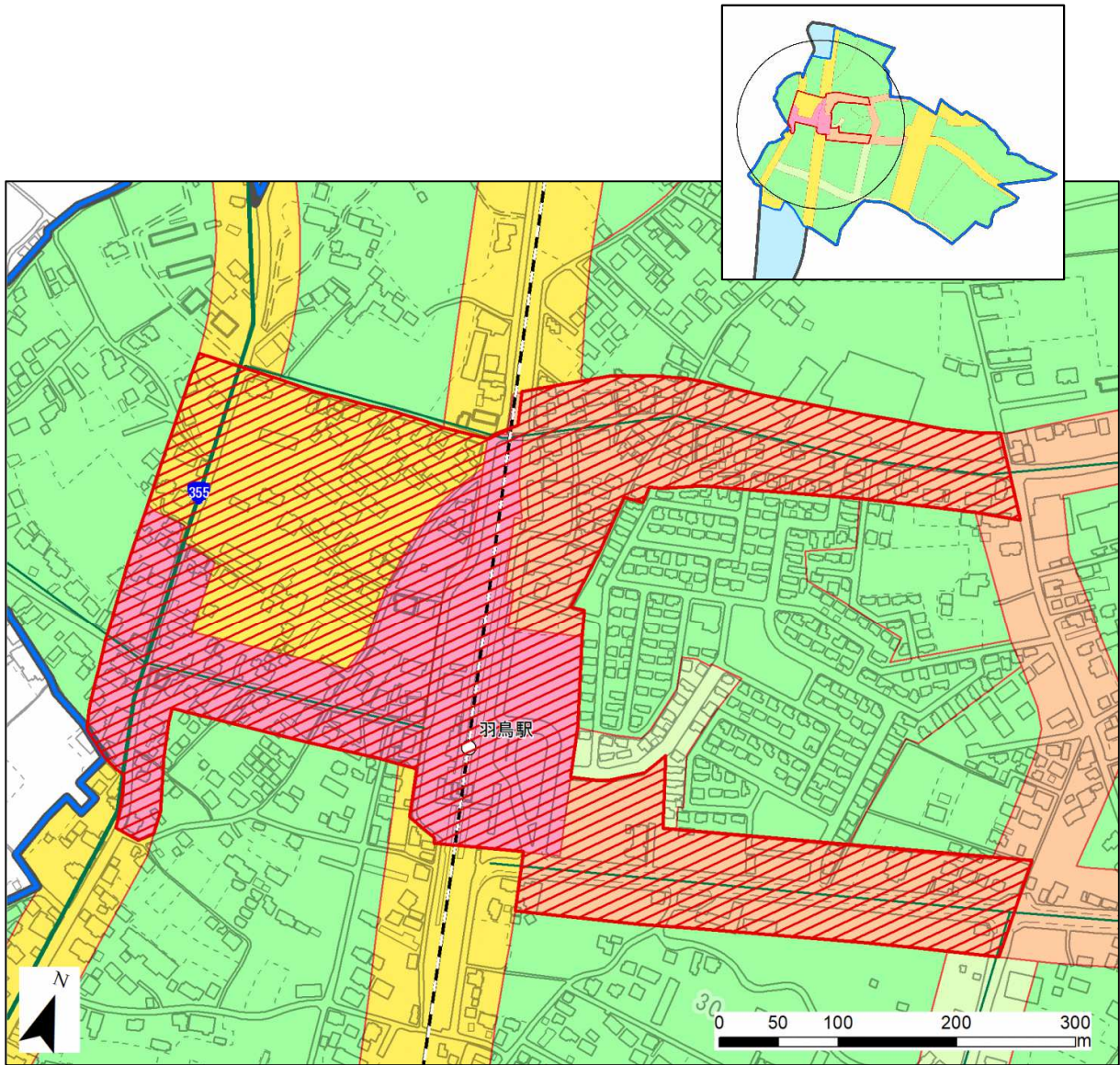
届出を要しない行為

都市再生特別措置法の規定により、以下の行為については届出の必要はありません。

- A. 誘導施設を有する建築物で仮設のものものの建築の用に供する目的で行う開発行為
- B. 誘導施設を有する建築物で仮設のものものの新築
- C. 建築物を改築し、又はその用途を変更しての誘導施設を有する建築物で仮設のものとする行為
- D. 非常災害のため応急措置として行う行為
- E. 都市計画事業の施行として行う行為、又はこれに準ずる行為として政令で定める行為

【都市機能誘導区域図】 ※羽鳥市街地，小川市街地の2区域を設定しています。

羽鳥市街地

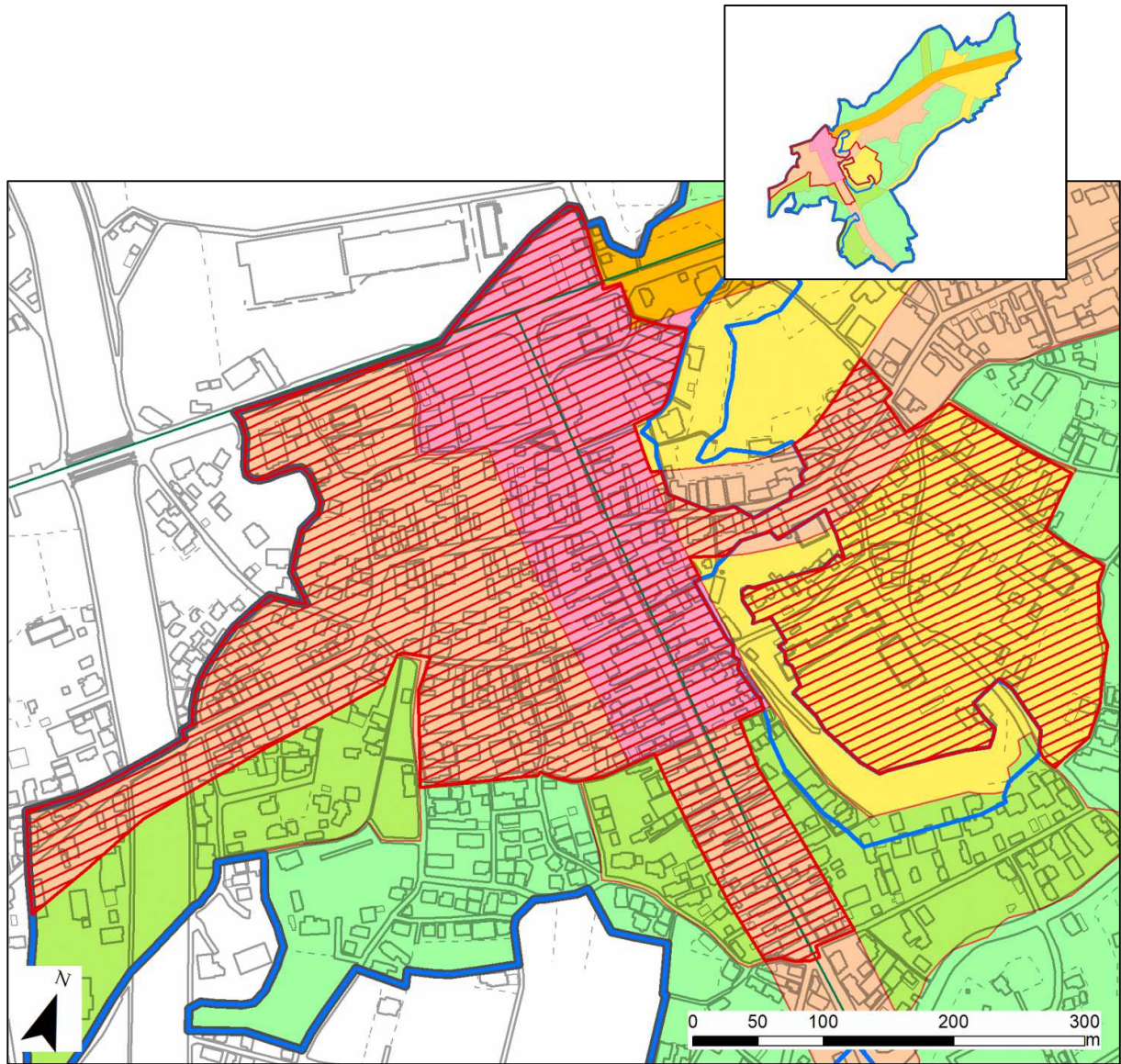


凡例

- | | | | |
|---------------|-----------|-------------|--------|
| 用途地域界 | 道路 | 用途地域 | |
| 居住誘導区域 | 国道 | 第一種低層住居専用地域 | 近隣商業地域 |
| 都市機能誘導区域 | 県道・主要地方道等 | 第二種低層住居専用地域 | 工業地域 |
| 駅圏域（徒歩圏：800m） | 鉄道 | 第一種住居地域 | |
| | JR常磐線 | 第二種住居地域 | |
| | 駅 | | |

※ 「開発行為」または、「建築等行為」の対象地が上記区域に含まれるかについては、都市整備課までお問い合わせください。

小川市街地



凡例

用途地域界	道路	用途地域	
居住誘導区域	県道・主要地方道等	第一種低層住居専用地域	準住居地域
都市機能誘導区域		第一種中高層住居専用地域	近隣商業地域
		第一種住居地域	第二種住居地域
		第二種住居地域	

※ 「開発行為」または、「建築等行為」の対象地が上記区域に含まれるかについては、都市整備課までお問い合わせください。

4. 都市機能誘導区域内における誘導施設の休廃止届出について

(都市再生特別措置法第 108 条の 2 第 1 項)

都市機能誘導区域内の誘導施設を休止し、又は廃止しようとする場合には、その 30 日前までに市長への届出が義務付けられています。

■届出書（法施行規則第 55 条） . . . 様式 7

5. 届出書様式・記入例

○様式第 10 (第 35 条第 1 項第 1 号関係)	・・・	様式 1	・・・	P.15, 16
○様式第 11 (第 35 条第 1 項第 2 号関係)	・・・	様式 2	・・・	P.17, 18
○様式第 12 (第 38 条第 1 項関係)	・・・	様式 3	・・・	P.19, 20
○様式第 18 (第 52 条第 1 項第 1 号関係)	・・・	様式 4	・・・	P.21, 22
○様式第 19 (第 52 条第 1 項第 2 号関係)	・・・	様式 5	・・・	P.23, 24
○様式第 20 (第 55 条第 1 項関係)	・・・	様式 6	・・・	P.25, 26
○様式第 21 (第 55 条の 2 関係)	・・・	様式 7	・・・	P.27, 28

様式第 10 (第 35 条第 1 項第 1 号関係)

開発行為届出書

<p>都市再生特別措置法第 88 条第 1 項の規定に基づき、開発行為について 下記により届け出ます。</p> <p>年 月 日</p> <p>(宛先) 小美玉市長</p> <p>届出者 住所</p> <p>氏 名 印</p>		
開 発 行 為 の 概 要	1 開発区域に含まれる地域の名称	
	2 開発区域の面積	平方メートル
	3 住宅等の用途	
	4 工事の着手予定年月日	年 月 日
	5 工事の完了予定年月日	年 月 日
	6 その他必要な事項	

注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

(添付書類)

- ・位置図 (白図等 縮尺 1/2,500 程度)
- ・設計図 (土地利用計画図またはそれに類するもの 縮尺 1/100 程度)
- ・その他参考となる事項を記載した図面等

様式第 10 (第 35 条第 1 項第 1 号関係)

開発行為届出書

<p>都市再生特別措置法第 88 条第 1 項の規定に基づき、開発行為について 下記により届け出ます。</p> <p>平成 31 年 8 月 1 日 ← 届出は工事着手の 30 日前まで</p> <p>(宛先) 小美玉市長</p> <p>届出者 住所 小美玉市〇〇△△△△番地 × × 株式会社 〇〇〇〇 氏名 代表取締役 △△ △△ 印</p>		
開発行為の概要	1 開発区域に含まれる地域の名称	小美玉市〇〇△△△△番地 × ×
	2 開発区域の面積	2,000 平方メートル
	3 住宅等の用途	一般住宅
	4 工事の着手予定年月日	平成 31 年 9 月 1 日
	5 工事の完了予定年月日	平成 31 年 12 月 20 日
	6 その他必要な事項	

注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

(添付書類)

- ・位置図 (白図等 縮尺 1/2,500 程度)
- ・設計図 (土地利用計画図またはそれに類するもの 縮尺 1/100 程度)
- ・その他参考となる事項を記載した図面等

様式第 11 (第 35 条第 1 項第 2 号関係)

住宅等を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して住宅等とする行為の届出書

都市再生特別措置法第 88 条第 1 項の規定に基づき、 { <input type="checkbox"/> 住宅等の新築 <input type="checkbox"/> 建築物を改築して住宅等とする行為 <input type="checkbox"/> 建築物の用途を変更して住宅等とする行為 } について、下記により届け出ます。		
年 月 日		
(宛先) 小美玉市長		
届出者 住 所		
氏 名		印
1 住宅等を新築しようとする土地 又は改築若しくは用途の変更を しようとする建築物の存する土地の 所在、地番、地目及び面積	所在・地番	
	地 目	
	面 積	平方メートル
2 新築しようとする住宅等又は改 築若しくは用途の変更後の住宅等 の用途		
3 改築又は用途の変更をしようと する場合は既存の建築物の用途		
4 その他必要な事項		

注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

(添付書類)

- ・ 位置図 (白図等 縮尺 1/2,500 程度)
- ・ 配置図 (縮尺 1/100 以上)
- ・ 各階平面図 (縮尺 1/50 以上)
- ・ 2 面以上の立面図 (縮尺 1/50 以上)
- ・ その他参考となる事項を記載した図面等

様式第 11（第 35 条第 1 項第 2 号関係）

住宅等を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して住宅等とする行為の届出書

該当する箇所に☑を記入

都市再生特別措置法第 88 条第 1 項の規定に基づき、

住宅等の新築
建築物を改築して住宅等とする行為
建築物の用途を変更して住宅等とする行為

について、下記により届け出ます。

平成 31 年 8 月 1 日 ← 届出は工事着手の 30 日前まで

(宛先) 小美玉市長

届出者 住所 小美玉市〇〇△△△△番地 × ×

氏名 小美玉 太郎 印

1 住宅等を新築しようとする土地 又は改築若しくは用途の変更をしようとする建築物の存する土地の 所在、地番、地目及び面積	所在・地番	小美玉市〇〇△△△△番地 × ×
	地目	宅地
	面積	1,000 平方メートル
2 新築しようとする住宅等又は改築若しくは用途の変更後の住宅等の用途	共同住宅	
3 改築又は用途の変更をしようとする場合は既存の建築物の用途	工事の着手・完了予定日等を記入	
4 その他必要な事項	工事の着手予定日:平成 31 年 9 月 1 日 工事の完了予定日:平成 31 年 12 月 20 日	

注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

(添付書類)

- ・位置図（白図等 縮尺 1/2,500 程度）
- ・配置図（縮尺 1/100 以上）
- ・各階平面図（縮尺 1/50 以上）
- ・2 面以上の立面図（縮尺 1/50 以上）
- ・その他参考となる事項を記載した図面等

様式第 12 (第 38 条第 1 項関係)

行為の変更届出書

年 月 日

(宛先) 小美玉市長

届出者 住 所

氏 名 印

都市再生特別措置法第 88 条第 2 項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

記

1 当初の届出年月日 年 月 日

2 変更の内容

3 変更部分に係る行為の着手予定日 年 月 日

4 変更部分に係る行為の完了年月日 年 月 日

注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

(添付書類)

変更内容が確認できる図面

行為の変更届出書

届出は工事着手の
30 日前まで → 平成 31 年 8 月 15 日

(宛先) 小美玉市長

届出者 住所 小美玉市〇〇△△△△番地××
株式会社 〇〇〇〇
氏名 代表取締役 △△ △△ 印

都市再生特別措置法第 88 条第 2 項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

記

- 1 当初の届出年月日 平成 31 年 8 月 1 日
- 2 変更の内容
 - ・住宅用区画数の変更(7 区画→9 区画)
 - ・着手予定年月日の変更(平成 31 年 9 月 1 日→平成 31 年 9 月 17 日)
- 3 変更部分に係る行為の着手予定日 平成 31 年 9 月 17 日
- 4 変更部分に係る行為の完了年月日 平成 31 年 12 月 20 日

注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

(添付書類)

変更内容が確認できる図面

様式第 18 (第 52 条第 1 項第 1 号関係)

開発行為届出書

<p>都市再生特別措置法第 108 条第 1 項の規定に基づき、開発行為について 下記により届け出ます。</p> <p>年 月 日</p> <p>(宛先) 小美玉市長</p> <p>届出者 住所</p> <p>氏 名 印</p>		
開 発 行 為 の 概 要	1 開発区域に含まれる地域の名称	
	2 開発区域の面積	平方メートル
	3 建築物の用途	
	4 工事の着手予定年月日	年 月 日
	5 工事の完了予定年月日	年 月 日
	6 その他必要な事項	

注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

(添付書類)

- ・位置図 (白図等 縮尺 1/2,500 程度)
- ・設計図 (土地利用計画図またはそれに類するもの 縮尺 1/100 程度)
- ・その他参考となる事項を記載した図面等

様式第 18 (第 52 条第 1 項第 1 号関係)

開発行為届出書

都市再生特別措置法第 108 条第 1 項の規定に基づき、開発行為について下記により届け出ます。

平成 31 年 4 月 25 日 ← 届出は工事着手の 30 日前まで

(宛先) 小美玉市長

届出者 住所 小美玉市〇〇△△△△番地××
株式会社 〇〇〇〇
氏名 代表取締役 △△ △△ 印

開発行為の概要	1 開発区域に含まれる地域の名称	小美玉市〇〇△△△△番地××
	2 開発区域の面積	5,000 平方メートル
	3 建築物の用途	商業施設(スーパーマーケット)
	4 工事の着手予定年月日	平成 31 年 6 月 1 日
	5 工事の完了予定年月日	平成 31 年 11 月 20 日
	6 その他必要な事項	

注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

(添付書類)

- ・位置図(白図等 縮尺 1/2,500 程度)
- ・設計図(土地利用計画図またはそれに類するもの 縮尺 1/100 程度)
- ・その他参考となる事項を記載した図面等

様式第 19 (第 52 条第 1 項第 2 号関係)

誘導施設を有する建築物を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して
誘導施設を有する建築物とする行為の届出書

<p>都市再生特別措置法第 108 条第 1 項の規定に基づき、</p> <div style="display: flex; align-items: center;"> { <div style="margin-right: 20px;"> <input type="checkbox"/>誘導施設を有する建築物の新築 <input type="checkbox"/>建築物を改築して誘導施設を有する建築物とする行為 <input type="checkbox"/>建築物の用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為 </div> } </div> <p>について、下記により届け出ます。</p> <p style="text-align: center; margin: 20px 0;">年 月 日</p> <p style="margin-left: 40px;">(宛先) 小美玉市長</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 20px;"> 届出者 住所 </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 20px;"> 氏名 印 </div>		
1 建築物を新築しようとする土地 又は改築若しくは用途の変更を しようとする建築物の存する土地の 所在、地番、地目及び面積	所在・地番	
	地目	
	面積	平方メートル
2 新築しようとする建築物又は改 築若しくは用途の変更後の建築物 の用途		
3 改築又は用途の変更をしようと する場合は既存の建築物の用途		
4 その他必要な事項		

注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記
載すること。

(添付書類)

- ・ 位置図 (白図等 縮尺 1/2,500 程度)
- ・ 配置図 (縮尺 1/100 以上)
- ・ 各階平面図 (縮尺 1/50 以上)
- ・ 2 面以上の立面図 (縮尺 1/50 以上)
- ・ その他参考となる事項を記載した図面等

様式第 19（第 52 条第 1 項第 2 号関係）

誘導施設を有する建築物を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為の届出書

<p style="text-align: right;">該当する箇所に☑を記入</p> <p>都市再生特別措置法第 108 条第 1 項の規定に基づき、</p> <p> <input checked="" type="checkbox"/> 誘導施設を有する建築物の新築 <input type="checkbox"/> 建築物を改築して誘導施設を有する建築物とする行為 <input type="checkbox"/> 建築物の用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為 </p> <p>について、下記により届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">平成 31 年 4 月 25 日 ← 届出は工事着手の 30 日前まで</p> <p>(宛先) 小美玉市長</p> <p style="text-align: right;">届出者 住所 小美玉市〇〇△△△△番地××</p> <p style="text-align: right;">氏名 株式会社 〇〇〇〇 代表取締役 △△ △△ 印</p>	
1 建築物を新築しようとする土地又は改築若しくは用途の変更をしようとする建築物の存する土地の所在、地番、地目及び面積	所在・地番 小美玉市〇〇△△△△番地××
	地目 宅地
	面積 3,000 平方メートル
2 新築しようとする建築物又は改築若しくは用途の変更後の建築物の用途	商業施設(スーパーマーケット)
3 改築又は用途の変更をしようとする場合は既存の建築物の用途	
4 その他必要な事項	

注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

(添付書類)

- ・ 位置図（白図等 縮尺 1/2,500 程度）
- ・ 配置図（縮尺 1/100 以上）
- ・ 各階平面図（縮尺 1/50 以上）
- ・ 2 面以上の立面図（縮尺 1/50 以上）
- ・ その他参考となる事項を記載した図面等

様式第 20 (第 55 条第 1 項関係)

行為の変更届出書

年 月 日

(宛先) 小美玉市長

届出者 住 所

氏 名

印

都市再生特別措置法第 108 条第 2 項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

記

1 当初の届出年月日 年 月 日

2 変更の内容

3 変更部分に係る行為の着手予定日 年 月 日

4 変更部分に係る行為の完了年月日 年 月 日

注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

(添付書類)

変更内容が確認できる図面

行為の変更届出書

届出は工事着手の
30 日前まで → 平成 31 年 5 月 10 日

(宛先) 小美玉市長

届出者 住所 小美玉市〇〇△△△△番地××
株式会社 〇〇〇〇
氏名 代表取締役 △△ △△ 印

都市再生特別措置法第 108 条第 2 項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

記

- 1 当初の届出年月日 平成 31 年 4 月 25 日
- 2 変更の内容
 - ・面積の変更(5,000 m²→4,700 m²)
 - ・着手予定年月日の変更(平成 31 年 6 月 1 日→平成 31 年 6 月 17 日)
- 3 変更部分に係る行為の着手予定日 平成 31 年 6 月 17 日
- 4 変更部分に係る行為の完了年月日 平成 31 年 11 月 20 日

注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

(添付書類)

変更内容が確認できる図面

様式第 21（第 55 条の 2 関係）

誘導施設の休廃止届出書

年 月 日

小美玉市長 殿

届出者 住 所

氏 名

印

連絡先

都市再生特別措置法第 108 条の 2 第 1 項の規定に基づき、誘導施設の（休止・廃止）について、下記により届け出ます。

記

- 1 休止（廃止）しようとする誘導施設の名称、用途及び所在地
名 称：
用 途：
所在地：
 - 2 休止（廃止）しようとする年月日
 - 3 休止しようとする場合にあっては、その期間
 - 4 休止（廃止）に伴う措置
 - （1）休止（廃止）後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がある場合、予定される当該建築物の用途
 - （2）休止（廃止）後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がない場合、当該建築物の存置に関する事項
- 注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 4（2）欄には、当該建築物を存置する予定がある場合は、存置のために必要な管理その他の事項について、当該建築物を存置する予定がない場合は、当該建築物の除却の予定時期その他の事項について記入すること。

様式第 21 (第 55 条の 2 関係)

届出は行為に着手する
日の 30 日前まで

記入例

誘導施設の休廃止届出書

平成 31 年 10 月 1 日

小美玉市長 殿

届出者 住所 小美玉市〇〇△△△△番地××
株式会社 〇〇〇〇
氏名 代表取締役 △△ △△ 印
連絡先

都市再生特別措置法第 108 条の 2 第 1 項の規定に基づき、誘導施設の（休止・**廃止**）について、下記により届け出ます。

記

- 1 休止（廃止）しようとする誘導施設の名称、用途及び所在地
名称：□□□□センター
用途：商業施設
所在地：小美玉市〇〇△△△△番地××
- 2 休止（廃止）しようとする年月日
平成 〇〇年 〇〇月 〇〇日
- 3 休止しようとする場合にあっては、その期間
- 4 休止（廃止）に伴う措置
(1) 休止（廃止）後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がある場合、予定される当該建築物の用途

(2) 休止（廃止）後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がない場合、当該建築物の存置に関する事項
平成 〇〇年 〇〇月 〇〇日に除却予定

- 注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 4 (2) 欄には、当該建築物を存置する予定がある場合は、存置のために必要な管理その他の事項について、当該建築物を存置する予定がない場合は、当該建築物の除却の予定時期その他の事項について記入すること。